



海外PL保険



海外に輸出する製品による
賠償リスクを補償します。

英文賠償責任保険

2025.10 版

2019年7月1日以降保険始期契約用

はじめに

海外へ輸出した製品に起因するPL事故が発生した場合における賠償リスクを補償します。事故発生時は、AIGの海外ネットワークを活用し、弊社が被保険者に代わって示談交渉や訴訟防御などの事故対応サービス※を提供します。

※ 国や地域の法律等により、保険会社が示談代行を行うことを禁止されている場合、これらの対応に要した費用を補償します。

海外進出を取り巻くリスク (地域により異なる賠償事情)

海外進出は企業に大きなチャンスをもたらすとともにリスクも伴います。製品に起因する事故に対する賠償責任(製造物責任・Product Liability)を取り巻く環境は、世界各国・地域で大きく異なります。

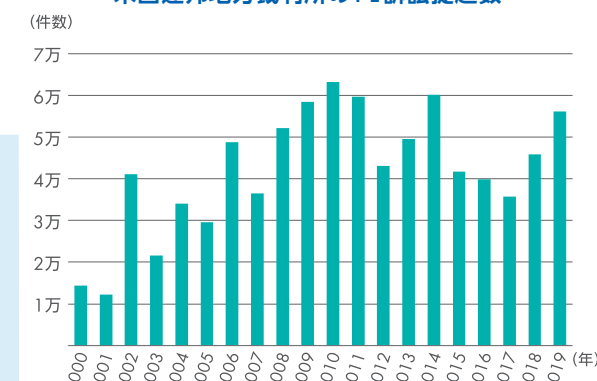
米国 (世界的に有名な訴訟大国)

膨大な訴訟件数および巨額の損害賠償額等、世界の中でも米国は訴訟環境が厳しいことで有名です。大半の訴訟は裁判外の和解で解決されますが、評決まで至ったPL訴訟では評決額の平均は700万米ドルを超え、中央値でも約200万米ドルとなっています*1。

米国の訴訟環境の特徴として、主に次のような点が挙げられます。

- 州ごとに異なる法律や判例
- 陪審員制度 (被告に同情的な評決)
- 原告弁護士成功報酬制度 (獲得賠償金額の30~50%)
- フォーラムショッピング (原告に有利な訴訟地漁り)
- ディープポケット (資力を持つ加害者に賠償させるべきという理論)
- クラスアクション (集団訴訟)
- 懲罰的賠償金 (故意や悪意が認められる場合の制裁的な賠償金)
- ソーシャルインフレーション (加害企業への責任追及と厳格化の風潮による賠償額の高額化)

米国連邦地方裁判所のPL訴訟提起数*2



*1: 人身傷害に対する賠償金額 (Data: Thomson Reuters, Current Award Trends in Personal Injury, 60th edition)

*2: Data: Judicial Business 2019 – United States Courts

アジア諸国 (経済発展に伴って進む PL 法制化)

アジア諸国におけるPL法の整備は、欧米諸国に比べて遅れていましたが、近年の経済発展に伴って法制化が進んでいます。今後、PL事故に対する訴訟が増加することも見込まれます。

- インドやオーストラリアをはじめ、中国、台湾、韓国、フィリピン、マレーシア、タイ、ベトナム等でPL法が立法化
- 経済発展や消費水準の高まりに伴う消費者重視、消費者保護の流れ

ヨーロッパ諸国 (PL 指令に基づいた PL 法の確立)

ヨーロッパの国々の訴訟環境は、米国に比べて訴訟件数や賠償金額の観点からも比較的穏やかといえますが、整備された法制度や製品に対する安全基準なども踏まえ、しっかりした対策が必要となります。

- 1985年のEC(欧州共同体)のPL指令などを背景に早くから各国でPL法が施行
- 新規加盟国も含め、厳格責任に基づくPL法制度が確立(ただし、PL法制化後も極端な訴訟増加の現象は見られていない)
- 安全・安心に対する高い消費者意識と製品への厳格な安全基準

特長

国際ネットワークを生かした損害サービス

米国における訴訟マネジメント

争訟費用外弁払いの提供

損害賠償請求ベース、
事故発生ベースの選択

CONTENTS

海外進出を取り巻くリスク	03	AIG 損保の海外 PL 保険の補償内容	12
保険会社に求められる役割	04	ご契約プランおよびお見積り・お申込みについて	14
AIG 損保の海外 PL 保険の特長	06		

保険会社に求められる役割

海外から突然届いた訴状…

貴社は、どのように対応されますか？

徹底した品質管理やマニュアル・警告文の整備など、PL 事故の発生を未然に防ぐための対策を行うことに加え、**言いがかり的な訴訟**も含め、それだけでは防ぐことができない PL 事故に対する対策も不可欠です。海外 PL 保険への加入は、必要不可欠なリスク対策といえます。



訴状を受け取った後、
速やかに応訴等の対応を
取れますか？

言いがかり訴訟を含め、
訴訟対応にかかる
時間・労力・ストレスに
耐えられますか？

自社で現地の法律や
商慣習に精通した弁護士を
探せますか？

現地の被害者や
その代理人と現地の言葉で
対応できますか？

海外 PL 保険の選択にあたっては、次のような事項に対応できる保険会社を選択することが重要です。

適用される法律の解釈

事故が発生した場合において適用される法律は、世界各国・地域によってさまざまです。**保険会社は、世界各国・地域の法律を理解し、提起された訴訟に対応**する必要があります。

訴訟の多い米国では、州によって法律が異なるため、原告側は自己の立場・主張に一番都合の良い州で訴訟提起しようとする（フォーラムショッピング）もあり、訴訟地の適格性も含めた判断が必要となります。

訴訟拡大や連鎖クレームを回避するための戦略づくり

事故や訴訟が公になると、同様の被害にあったと主張する人々が続々と名乗りをあげて、訴訟の拡大や連鎖クレームに繋がることがあります。

原告側の弁護士事務所が、新聞広告やインターネット、ソーシャルメディアを通じて被害者を募ったり、扇動することも起こります。また、「儲かる事案」に対して訴訟ファンドが資金提供を行って支援するケースがあります。提起された**訴訟の拡大や連鎖クレームを回避するための戦略づくり**が重要となります。

現地弁護士との連携による 応訴体制の構築

訴訟となった場合は、速やかに応訴に臨むチームを構築する必要があります。事故内容や製品の種類、訴訟提起国（州）の法律などを踏まえて、最も適切と判断しうる弁護士を保険会社が選定する必要があります。

保険会社は、日頃より**各国・地域の賠償実務に精通した弁護士**と広範囲のネットワークを築くとともに、**適切なコストで応訴可能な体制**を整えておく必要があります。

事故状況の把握および分析

事故の発生した国（州）の法律の把握のみならず、被害者の主張の確認、損害の調査、製品の欠陥と損害との因果関係の分析、各分野の専門家との連携などを現地で速やかに行い、被保険者に**法律上の損害賠償責任が発生するか否かの判断**を速やかに行う必要があります。

訴訟に持ち込むことの メリット・デメリットの分析

事故や訴訟について、**法廷で争うべきか、示談や和解による解決を行うべきか**等、保険会社はメリット・デメリットを分析し、より良い解決策を選択することが必要です。

例えば、米国では無作為に選出された陪審員により判決がなされる陪審員制度もあり、本来の損害賠償金とは別に加害者を罰するために巨額の懲罰的賠償金が課せられる場合もあり、これらを踏まえた分析を行うことが不可欠です。



AIG 損保の海外 PL 保険の特長

海外 PL 保険は AIG 損保におまかせください

海外 PL 保険とは

AIG 損保の海外 PL 保険は、記名被保険者（貴社）が製造または販売した製品（生産物）に起因して、**海外で他人の身体の障害または財物の損壊（対人・対物事故）**が発生した場合において、被保険者が負担する**法律上の損害賠償責任を補償**する保険です。

この保険では、被害者に対する**損害賠償金**のほか、**争訟費用（弁護士費用等）**を補償します。海外で PL 事故が発生した場合において、AIG の海外ネットワークを活用し、弊社が被保険者に代わって**示談交渉や訴訟防御などの事故対応サービス***を提供します。

* 国や地域の法律等により、保険会社が示談代行を行うことを禁止されている場合、これらの対応に要した費用を補償します。

対象となる企業（記名被保険者）

この保険は、**日本国外に製品（生産物）を輸出する製造業者・販売業者**の皆様にご加入いただけます。例えば、完成品メーカーや素材・部品メーカーまたは輸出商社などの、海外に輸出される製品（生産物）の流通にかかわる企業が対象となります。

海外 PL 保険へ加入される動機

海外 PL 保険への加入動機は企業によって異なりますが、多くのご契約者様が次のような場合に加入されています。

製品の海外輸出を行っており、自社のリスク
マネジメントの一環として加入する場合

ECサイトを通じて海外消費者に
販売を行っている場合

他企業に原材料や部品を納入しており、
完成品メーカー等からの求償に備えたい場合

国内で販売した製品が知らない間に流出する
リスクに備えたい場合（訪日客による購入等）

相手先ブランドによる製造・販売を
行っている場合（OEM）

売買契約書等による取引先からの
付保要請を受けた場合



AIG 損保の海外 PL 保険では、以下の特長により、
保険会社としての役割を果たすだけでなく、
貴社の海外進出をサポートします。

1

国際的ネットワークを生かした損害サービス

AIG グループは、約 70 の国や地域で損害保険、生命保険、退職給付およびその他の金融サービスを幅広く提供しています。AIG 損保では、日本の損害サービス部門・海外賠償専門チームが AIG グループの国際的な損害サービスネットワークを活用し、専門的かつ一貫した事故対応サービスにより、迅速かつ適切な事故解決を図ります。

詳細は P. 8 ▶

2

米国における訴訟マネジメント

AIG グループは、損害保険部門において全米有数の規模を誇り、米国においてその規模および長年にわたる経験を活かした独自の訴訟マネジメントを行っています。米国において、万一の PL 事故や訴訟があった場合にも、訴訟地や事故内容に応じた訴訟マネジメントを行うとともに、弁護士費用を含めた費用を効果的に管理していきます。

詳細は P. 9 ▶

3

争訟費用外枠払いの提供

海外における PL 事故では、損害賠償金だけでなく、ときに高額な争訟費用（弁護士費用等）が発生することがあります。従来より日本で一般的な争訟費用の「内枠払方式」のほか、争訟費用を支払限度額の外枠で支払う「外枠払方式」の提供により、損害賠償金の支払いに影響を与えることなく訴訟対応を行うことが可能です。

* 製品の種類などにより、「費用内枠払い」でのご契約に限定させていただく場合があります。

詳細は P. 10 ▶

4

損害賠償請求ベース、事故発生ベースの選択

AIG 損保では、保険の発動条件として日本で一般的な「損害賠償請求ベース（クレームズメイド方式）」のほか、欧米の取引先企業との売買契約などで求められることの多い「事故発生ベース（オカレンス方式）」による契約も可能です。

* 製品の種類などにより、「損害賠償請求ベース（クレームズメイド方式）」でのご契約に限定させていただく場合があります。

詳細は P. 11 ▶

特長1 国際的ネットワークを生かした損害サービス

AIGグループは、**約70の国や地域**で損害保険、生命保険、退職給付およびその他の金融サービスを幅広く提供しています。AIGグループ各社は、それぞれの国や地域で保険事業を展開しており、**現地の文化、習慣、法律等に精通した損害サービスのチーム・スタッフ**を擁しています。

AIG 損保の海外PL保険では、**日本の損害サービス部門・海外賠償専門チーム**がAIGグループの国際的な損害サービスネットワークを活用し、専門的かつ一貫した事故対応サービスを提供します。

事故の発生や訴訟提起があった場合、**1事故1担当者制**に基づいて選任された日本の損害サービス担当者が全体の統括を行いながら、AIGの海外オフィス担当者、海外の損害鑑定人、法律事務所と連携して事故対応を行っています。

AIGの海外オフィスが現地で培った知見も活用しながら、弁護士等の外部パートナーのコントロールを行い、迅速かつ適切な事故解決を図ります。

現地の文化・習慣・
法律に精通した
現地損害サービスチーム

日本の海外賠償専門
チームによる一貫した
事故対応サービス

1事故1担当者制に
基づく全体の統括



特長2 米国における訴訟マネジメント

米国は、その他の国や地域に比べて訴訟件数が多く、懲罰賠償を含む巨額な損害賠償額を課せられる場合もあり、厳しい訴訟環境にあります。

万一訴訟となった場合は、ディスカバリー（証拠開示手続き）をはじめとする手続きに多くの労力が必要になるとともに、訴訟解決までに長時間を要し、ときに巨額の争訟費用の負担が生じることもあります。したがって、日本国内の訴訟とは異なる戦略が必要となります。



《AIGの訴訟マネジメント》

AIGグループは、損害保険部門において全米有数の規模を誇り、その規模および長年にわたる経験を活かし、米国において**独自の訴訟マネジメント**を行っています。

事故の発生または訴訟提起があった場合、**米国で専門の損害サービス担当者が選任**され、社内弁護士カウンセラーおよび社外提携弁護士、損害鑑定人との連携、訴訟地や事故内容に応じた訴訟マネジメントを行うとともに、弁護士費用を含めた費用を効果的に管理していきます。

これらの対応は、**AIG 損保の損害サービス担当者が中心**となってコントロールし、貴社と連携のうえ、迅速な事故対応サービスの提供および訴訟の早期かつ適切な解決を図ることで、万が一のPL事故による貴社のダメージを軽減します。

スタッフカウンセラー

AIGの米国における社員弁護士チーム

パネルカウンセラー

AIGの米国における提携法律事務所のネットワーク

訴訟管理ガイドライン

訴訟対応にあたって、外部弁護士を含むすべての当事者の役割分担やプロセス、コスト管理等を定めたガイドライン

特長3 争訟費用外枠払いの提供

海外におけるPL事故では、ときに高額な争訟費用を要することがあります。特に訴訟にかかる費用が高額な米国では、損害賠償金を超える争訟費用を要する場合もあり、海外PL保険の争訟費用の支払方式の選択により大きな違いが生じます。

AIG 損保の海外PL保険では、争訟費用の取扱いにあたり、「内枠払方式」と「外枠払方式」から選択いただくことができます。

* 製品の種類などにより、「内枠払方式」でのご契約に限定させていただく場合があります。

内枠払方式

争訟費用を損害賠償金と合算して支払限度額の内枠でお支払いする方式です。

外枠払方式

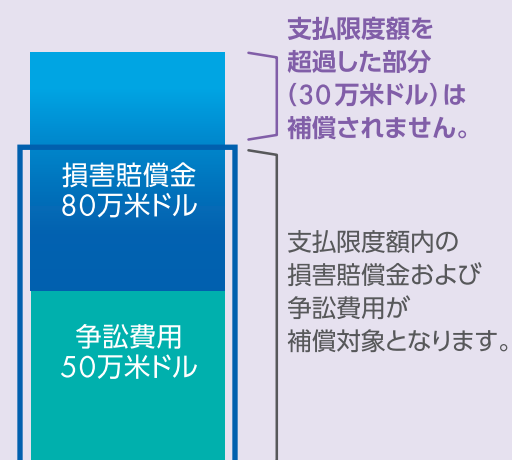
争訟費用を損害賠償金の支払限度額と関わりなくお支払いする方式です。「外枠払方式」の場合、損害賠償金の支払いにより支払限度額を費消するまで、争訟費用の全額をお支払いします。



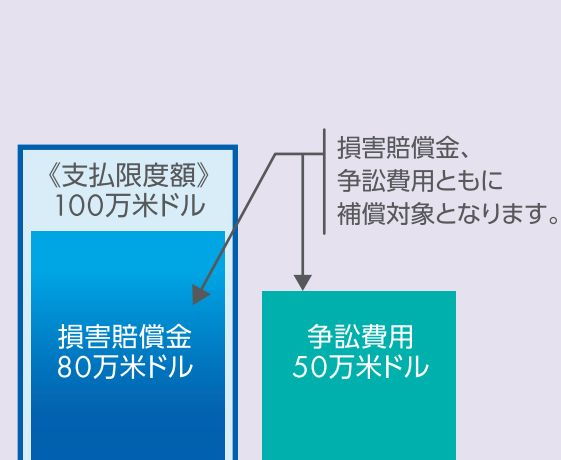
《ケーススタディ》

支払限度額 100 万米ドルのご契約において、争訟費用として 50 万米ドルが発生し、損害賠償金 80 万米ドルを支払う場合

【内枠払方式】



【外枠払方式】



特長4 損害賠償請求ベース、事故発生ベースの選択

AIG 損保の海外 PL 保険では、保険の発動条件として、「**損害賠償請求ベース (クレームズメイド方式)**」と「**事故発生ベース (オカーレンス方式)**」の 2 つの方式から選択いただくことが可能です。

北米や欧州などの取引先へ輸出する場合、**売買契約書などで「事故発生ベース (オカーレンス方式)」に基づく保険加入**を求められることが頻繁にあります。貴社が取引先企業からこのような要請を受けた場合においても、AIG 損保の海外 PL 保険で対応することができます。

* 製品の種類などにより、「損害賠償請求ベース (クレームズメイド方式)」でのご契約に限定させていただく場合があります。

「保険事故」の2つの考え方 – 違いのポイント

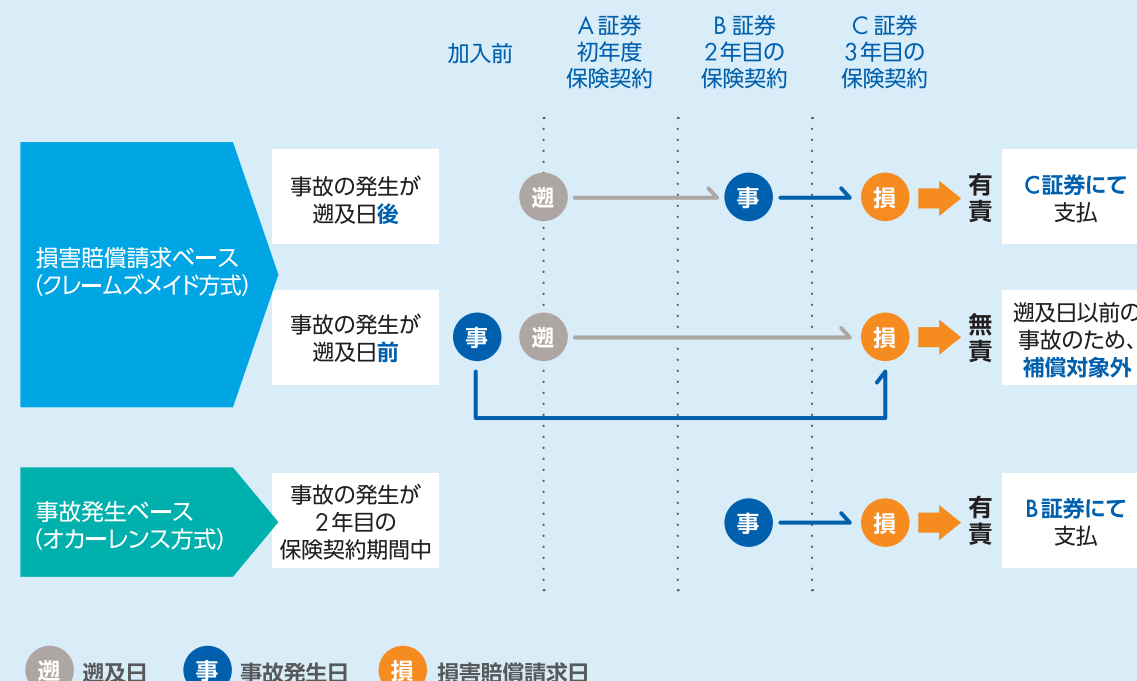
この保険では、次のいずれかの方式に基づく保険の発動条件を設定します。

損害賠償請求ベース (クレームズメイド方式)

製品 (生産物) に起因する対人・対物事故に基づく最初の損害賠償請求が保険期間中に提起された場合に補償の対象とする方式となります。ただし、その対人・対物事故が保険証券記載の遡及日以降に発生した場合に限ります。

事故発生ベース (オカーレンス方式)

製品 (生産物) に起因する対人・対物事故が保険期間中に発生した場合に補償の対象とする方式となります。



AIG 損保の海外 PL 保険の補償内容

補償対象となる事故 (保険金をお支払いする場合)

AIG 損保の海外 PL 保険では、記名被保険者 (貴社) が製造または販売した製品 (生産物) に起因して、**海外 (保険適用地域内) で他人の身体の障害または財物の損壊 (対人・対物事故)** が発生した場合に、被保険者が負担する**法律上の損害賠償責任**を補償します。

万一の PL 事故が発生した場合において、弊社が被保険者に代わって**示談交渉や訴訟防御などの事故対応サービス^{*1}**を提供します。

弊社では、保険の発動条件として「損害賠償請求ベース (クレームズメイド方式)」と「事故発生ベース (オカレンス方式)」の2つの支払方式を採用しています。取引先企業から保険加入を求められ、保険の発動条件を「事故発生ベース (オカレンス方式)」と指定された場合においても対応することができます。^{*2}

* 1: 国や地域の法律等により、保険会社が示談代行を行うことを禁止されている場合、これらの対応に要した費用を補償します。

* 2: 製品の種類などにより、「損害賠償請求ベース (クレームズメイド方式)」でのご契約に限定させていただく場合があります。

補償対象となる方 (被保険者の範囲)

この保険の補償対象となる被保険者は、次のとおりとなります。

- 保険証券に記載された記名被保険者 (貴社)
- 記名被保険者の取締役・執行役員・株主
(取締役・執行役員は、記名被保険者の業務・職務に関する場合に限りです。株主は、記名被保険者の株主としての責任に関する場合に限りです。)
- 記名被保険者の従業員 (記名被保険者の業務・職務に関する場合に限りです。)

補償対象となる損害 (保険金の種類)

この保険では、次の損害に対して保険金をお支払いします。

損害賠償金^{*1}

被保険者が被害者に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより支払う損害賠償金

争訟費用^{*2}

被保険者が、または被保険者に代わり弊社が負担する争訟に関わる次の費用

- 裁判等の費用・弁護士費用
- 差押解除ボンドの費用 (適用される支払限度額内の金額に限りです。)
- 判決額にかかる利息
- 訴訟で被保険者に課された費用
- 弊社の要請に従い、被保険者が調査や争訟のために支出する合理的な費用
(1日250米ドルまたは同等の金額を限度として、就業できないことによる実際の収入喪失額を含みます。) など

* 1: 損害賠償金のお支払いは、1事故および保険期間中の支払限度額を限度とします。自己負担額 (免責金額) の設定がある契約の場合は、損害賠償金の額から自己負担額 (免責金額) を差し引いた額をお支払いします。

* 2: 争訟費用は、損害賠償金と合算して1事故および保険期間中の支払限度額の内枠でお支払いする「内枠払方式」と、損害賠償金の支払限度額と関わりなくお支払いする「外枠払方式」のいずれかとなります。「外枠払方式」の場合、損害賠償金の支払いにより支払限度額を費消するまで、争訟費用の全額をお支払いします。

生産物回収費用限定担保特約 (自動セット)

記名被保険者 (貴社) が製造または販売した製品 (生産物) の欠陥に起因する他人の身体の障害または他人の有体物への物理的損傷^{*1}が生じた場合において、記名被保険者 (貴社) が保険期間中に保険適用地域内で直接実施した生産物回収^{*2}について負担する次の**生産物回収費用^{*3}**に対して保険金をお支払いします (支払限度額 1 回収かつ保険期間中10万米ドル)。^{*4}

- 告知費用
- 文房具・案内文作成・郵便料金にかかる費用
- 運送・包装・保管費用
- コンピューター作業費用
- 独立請負人・臨時雇用の費用
- 定額給従業員以外の従業員の超過勤務手当・交通費・宿泊費
- 再利用できない生産物の廃棄費用 (被保険者が最初に購入した価格または製造費用を超えないものとします。) など

* 1: 製品 (生産物) に対する損害を除きます。

* 2: 記名被保険者 (貴社) が必要と決定した、または政府機関に命じられた生産物回収をいい、保険証券記載の指定日 (原則として初年度契約の始期日) 以降に製造された回収対象となる生産物を対象とします。

* 3: 生産物回収に直接関連して支払われた合理的かつ必要な費用をいい、回収開始日から1年以内に発生し、費用発生から1年以内に弊社に報告された費用に限りです。

* 4: 生産物回収費用から自己負担額 (免責金額1,000 米ドル) を差し引いた額に縮小支払割合90% (自己負担割合10%) を適用します。



保険金をお支払いできない主な場合 (免責事項)

【共通】

- 被保険者が予期または意図した身体障害または財物の損壊
- 契約または合意により加重された賠償責任
- 他人の酩酊、未成年者等へのアルコール飲料の提供、またはアルコール飲料の流通・販売等に関する法令等により賠償責任を負うとされた身体障害または財物の損壊。ただし、この免責は、記名被保険者がアルコール飲料の製造、流通、販売等の業務を行っている場合に限り、適用されます。
- 労働者災害補償法および類似の法律に基づく被保険者の義務
- 被保険者の業務により従業員が被った身体障害
- 戦争、軍隊による軍事行動、暴動、反乱、革命等により発生した身体障害または財物の損壊
- 所有・賃借・占有する財物、保管・管理する動産の損壊
- 記名被保険者の生産物、作業またはそれらの一部に起因する記名被保険者の生産物または作業自体の損壊
- 使用阻害財物または物理的には損傷を被ってはいない財物についての損害。ただし、生産物が意図された用途に供された後に、その生産物に急激かつ偶然な物理的損傷が生じたことによって、その他の財物の使用不能損害が発生した場合を除きます。
- 原子力危険に関連する損害*
- アスベストまたはシリカによる損害*
- 日本国、国際連合、ヨーロッパ連合 (EU) またはアメリカ合衆国の通商・経済制裁に関する法令等へ抵触する場合* など

* 自動セットされる免責特約によりお支払い対象外となります。免責特約については、見積書および申込書をご確認ください。

【生産物回収費用限定担保特約のみに適用】

- 生産物の劣化・腐敗・化学変化。ただし、製造・設計・工程上の過誤、生産物の輸送または生産物への不当な改変により生じた場合を除きます。
- 信用・市場占有率・収入・利益を回復するための費用または生産物の再設計費用
- 生産物について指定された有効保存期間の終了
- この特約が保険契約に最初にセットされた日より前に、または生産物が記名被保険者の管理・占有を離れる前に、記名被保険者またはその役員が存在を知っていた生産物の欠陥
- 保険期間前の行政による禁止措置または行政による禁止措置後の供給・販売
- 生産物回収に起因する賠償責任について、記名被保険者に対してなされた損害賠償請求または訴訟の防御
- 第三者に対する損害賠償金、罰金、違約金
- 被保険者の故意による生産物の製造・試験・保管、部品・原材料の使用、製造にかかる文書管理等に関する法令違反 など

ご契約プランおよびお見積り・お申込みについて

ご契約プランについて

ご契約プランは、貴社のニーズにあわせて設定いたしますので、ご相談ください。

対象となる製品（生産物）

対象となる地域（保険適用地域）

原則として記名被保険者が製造・販売し、海外に輸出するすべての製品（生産物）となります。

- 次の地域から設定します。
- ① 日本を除く全世界
 - ② 日本および米国、カナダを除く全世界

支払限度額および自己負担額（免責金額）

対人・対物事故共通支払限度額（Combined Single Limit／1事故および保険期間中）を設定します。次のプランから選択いただけます*¹。

支払限度額（1事故・保険期間中）	自己負担額（免責金額）(1事故)
100万米ドル	原則として設定しません。
200万米ドル	
300万米ドル	

* 1：取引先からの加入要請がある場合などは、別途、貴社のご要望に応じたご契約プランを設定することもできますのでご相談ください。
* 2：生産物回収費用限定担保特約（自動セット）については、別途、支払限度額10万米ドル（1回収かつ保険期間中）自己負担額1,000米ドル（免責金額・1回収）および縮小支払割合90％（自己負担割合10％・1回収）が適用されます。

保険の発動条件（支払トリガー）

- 次の発動条件から設定します。
- ① 損害賠償請求ベース（クレームズメイド方式）
 - ② 事故発生ベース（オカレンス方式）

争訟費用の取扱い

- 次の条件から設定します。
- ① 内弁払方式
 - ② 外弁払方式



ご注意

この保険の引受にあたっては、事前に弊社による審査が必要となります。リスクの内容等によっては、お引き受けができない場合や個別の引受条件を設定させていただく場合があります（引受条件については、見積書および申込書を確認ください）。

お見積り・お申込みの際は

この保険の引受条件および保険料は、対象となる製品（生産物）、仕向地、売上高（輸出金額）、事故歴等に基づいて決定します。

弊社の海外 PL 保険のお申込みにあたっては、次の書類をご提出ください。

- 【ご提出いただく書類・資料】
- 海外生産物賠償責任保険（海外 PL 保険）告知書（弊社所定フォーム）
 - 輸出する製品（生産物）の概要が分かる製品案内・パンフレット*¹
- 【必要に応じてご提出いただく書類・資料*²】
- 会社案内*¹
 - 取扱説明書（和文・英文）
 - Warning（警告）、Caution（注意書き）の内容（ラベル等）
 - 製品回収（リコール）マニュアル
 - 海外取引先との取引契約書の写し（損害賠償に関する部分のみ。付保要請がある場合）
 - 現行ご加入されている保険契約の写し（現行保険契約の条件の確認が必要な場合） など

* 1：貴社のホームページ等で情報が入手可能な場合は提出不要です。
* 2：ご提出をお願いする場合には、弊社担当者より個別にご依頼いたします。

用語のご説明

記 名 被 保 険 者	保険証券に記名被保険者として記載された方をいい、この保険の補償を受けられる方をいいます。
被 保 険 者	記名被保険者および保険の約款で被保険者として規定された方をいい、この保険の補償を受けられる方をいいます。
身 体 の 障 害 （ 対 人 事 故 ）	人の身体の傷害および疾病をいい、これらの結果として生じる死亡を含みます。
財 物 の 損 壊 （ 対 物 事 故 ）	次のものをいいます。 ● 有体物*に対する物理的損傷。その結果発生するその有体物の使用不能損害を含みます。 ● 物理的損傷を被っていない有体物*の使用不能損害 *電子データは、有体物には該当しません。
使 用 阻 害 財 物	記名被保険者の生産物または記名被保険者の作業以外の有体物で、次のいずれかの事由により使用できないものまたは使用能力が減少した物をいいます。 ● 欠陥、不完全、不適合または危険である、またはその疑いのある記名被保険者の生産物または記名被保険者の作業を組み込んだこと。 ● 記名被保険者が契約または合意した条件を履行しなかったこと。 ただし、それらの財物が、記名被保険者の生産物または記名被保険者の作業を修理、交換、調整もしくは除去すること、または記名被保険者が契約もしくは合意した条件を履行することにより、修復して使用できる場合に限ります。
支 払 限 度 額	弊社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
免 責 金 額	支払保険金の計算にあたって、損害賠償金の額から差し引く金額をいいます。
生 産 物	記名被保険者が製造、販売または供給した保険証券記載の製品をいいます。
保 険 期 間	保険のご契約期間をいいます。
保 険 適 用 地 域	保険証券および保険の約款に記載された、この保険の対象となる地域をいいます。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

お問い合わせ・お申し込みは

TEL: 03-6848-8500 (大代表)

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）



<https://www.aig.co.jp/sonpo>